

(案)

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に関する検討会
開催要綱

1. 趣旨

令和元年6月にとりまとめられた「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」において、国は、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする基本方針を、都道府県における難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）の作成の指針（以下、「基本方針」という。）として作成することとなった。

基本方針の作成に当たり、関係者による重層的な連携支援体制構築の更なる促進が必要であるところ、その取組に資することを目的として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 基本方針の作成及び見直しに関する事項
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 検討会は、厚生労働省障害保健福祉部長及び文部科学省初等中等教育局長の下に設置し、共同開催とする。
- (2) 構成員は、別紙の通りとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 構成員の出席が難しい場合は、書面での意見提出を認める（又は、構成員の代理者の出席を認める。）。
- (5) 検討にあたり、必要に応じて関係者に対し意見聴取等の協力を求めることができる。

4. その他

- (1) この検討会に関する庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課において協力して行う。
- (2) 検討会の議事は公開とする。
- (3) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ構成員に諮って定める。

(案)

別紙

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に関する検討会

構成員名簿

医療関係者（耳鼻咽喉科）

産婦人科医 または 小児科医

言語聴覚士関係者

行政担当（都道府県、保健師など）

事業所関係者

教育関係者（特別支援学校等）

団体関係者

◎座長 ○座長代理